

議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会（第5回）要点記録

1 日時

令和4年9月28日（水）12時55分から14時39分まで

2 場所

議会会議室

3 出席者

- ・司 会 上田議会事務局長
- ・議 会 側 宮下議員（議会側代表）、竹尾議員、汐田議員、東影議員、森議員、牧野議員
- ・理事者側 坂田総務局長、石田財政局長、小林総務部長、有末職員倫理課長、網井法制課長、坪山法務専門員

4 協議内容

【報告案件】

- 司 会 まず、理事者側からの報告を受けたい。
- 職 員 （チェックリスト及び事例集の作成、記録票兼報告書の様式の見直し並びに他団体の役員等として要望した場合の取扱い及び市議への注意喚起及び事前警告の実施のスケジュールについて説明）
- 議 員 チェックリストについて、人事異動についての発言も不当要求だと思うが、人事要求についての発言の記載がない。
- 職 員 人事についての発言は、「カ」の中ほど、職員の採用等を要求したという区分に含まれる。
- 議 員 チェックリスト「イ」について、相談があるから来てくれというのは要件を言わずに呼びつけたということになるのか。
- 職 員 導入を考えている事前アポ制度の一連のもので、複数人対応において要件が不明であると担当者が分からないため内容を教えてもらいたいが、なぜ教えなければいけないのかという対応をされれば、不当要求行為に近づくという趣旨で、項目を設けた。
- 議 員 報告書の様式について、要望者の区分に公職者等があるが、国会議員などを対象としているのか。
- 職 員 法人その他の団体、例えば自治会が要望する際に、代表が市議会議員であれば市議会議員としても対応するが、分かりやすくするために項目を設けた。公職者等については、国会議員等とともに市議会議員が来られたときに、市議会議員も来られたということを知りやすくするために、「うち市議会議員」との項目を設けた。
- 議 員 これから議論すると思うが、特別職についての記録はどう考えているのか。
- 職 員 市長、副市長を対象とするかについては、今後の検討課題として出てくる。それが確定すれば、様式についても検討したい。
- 議 員 チェックリストに氏名欄があるが、倫理監督者というのは誰になるのか。
- 職 員 倫理監督者は条例にも規定があるが、主に部長級になる。これまでかわりが少なかったという反省があり、より積極的に知ってもらうように確認する機会を設けることとし、氏名欄を設けた。

【予算執行に関する議会への説明について】

- 司 会 「予算執行に関する議会への説明」について、説明いただきたい。
- 職 員 （予算執行に関する議会への説明について、説明）
- 議 員 説明する件数はどれくらいを想定しているのか。
- 職 員 過去の該当件数は、個所付けありの場合、令和2年3件、令和3年2件。個所付けなしの場合、令和2年1件、令和3年0件である。
- 議 員 今回の白浜小学校相撲場の件は、該当するのか。
- 職 員 先ほどの個所付けなしの場合のうち令和2年度の1件が白浜小学校相撲場の件である。
- 議 員 白浜地区浜手緑地の公園遊具の件は、個所付けがあったのか。
- 職 員 白浜地区浜手緑地の公園遊具は、令和元年度は個所付けであったが、変更契約を行った令和2年度は個所付けなしであった。この基準では、変更契約は個所付けなしに該当し、カバーできるものと考えている。
- 議 員 報告の対象について担当局において必要と判断される事例とあるが、判断にばらつきが生じるのではないか。
- 職 員 それぞれ事情が違うので一律の線引きは難しい。個別事情は各局で相談の上、判断せざるを得ないと考えている。
- 議 員 問題とされる事例があれば、各局連携して対応してもらいたい。
- 議 員 「大幅な経費の増減」とあるが、未執行の場合はどうなるのか。
- 職 員 予算決算委員会に各局が提出する調書において、個所付けされている予算で未執行のものを記載している。予算決算委員会の資料で説明しているということで今回の対象からは外している。
- 議 員 今回の不当要求事案では、軽工事など比較的小さな工事でも疑惑が持たれたが、少額の工事はどうなるのか。
- 職 員 金額の線引きは、説明する担当局及び説明を受ける議員の負担を考慮して決定した。軽工事については、昨年度軽工事ガイドラインを策定しているが、それとあいまって、全ての軽工事の工事名、金額をホームページにおいて公開している。情報公開を進めているということでご理解願いたい。
- 司 会 予算執行に関する議会への説明については、財政局の提案どおり実施するということで確認する。

【職員倫理条例に基づく適切な職員の対応について】

- 議 員 前回までの会議で録音することについては了解を得たが、録音の開始時期については各会派で意見が分かれていた。改めて意見をいただきたい。
- 議 員 姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例（以下「職員倫理条例」という。）に基づく対応であるので、録音については当局が判断することだと考えている。今回の不当要求行為の問題は、記録がされていなかったことに起因しているので、しっかりと記録をとってもらうことが何よりも重要であると考えている。

- 議員 議員が不当要求行為をしたときに、職員が不当要求行為に当たると述べてもなお議員が改めないのであれば、市側で判断して録音するというのが自然な流れであると考え。
- 議員 議員全員が不当要求をしているわけではない。私は、これまで職員との信頼関係を築いてきており壊れていない。2人の議員以外はこれまでどおりでよいと考える。記録票の作成等により議員の要望活動が阻害されることになれば非常に困る。
- 職員が必要と考えれば録音すればよい。ここで協議して決めることではない。
- 議員 全件記録についてはきちんとやってもらいたい、全て録音すべきということは議員側が言うべきことではないと考えている。
- 議員 記録票の信頼性を担保するものとして、音声データが必要と考える。姫路市議会議員政治倫理条例（以下「議員倫理条例」という。）に基づいて行動しているなら録音されても問題ないはずで、まっとうな議員活動であることを担保するためにも録音が大切と考える。もし職員に負担になるのなら対策を検討してもらいたい。
- 議員 職員倫理条例がきちんと機能していなかったことが問題で、全件記録はしっかりと行ってもらいたい。しかし、注意すべき対象は不当要求行為を行った2人だけのものと捉えているので、全件録音については納得できない。
- 録音は設備のある部屋で行うと聞いたが、職員に会派控室に来てもらうこともあるので議員の活動を阻害しかねない。
- 専門委員の意見は参考程度にすべきと考えているので、録音についてはよくよく考えてもらって、当局が必要に応じて行ってもらえばよい。
- 職員 こちらとしては、全件、最初から録音が必要との考えは変えていないが、議員との信頼関係は必要であり、協力していただくこともあるので、皆さんの共通理解を得て、実施したいと考えている。議会側が全員一致で、当局が判断するとの意見であればよいが、温度差がある状況であれば、もう少し議会側の意思を固めていただいたほうがよいと考える。
- 途中から録音する場合はタイミングを逸したり、経緯が分からなくなるおそれもあり、正確な記録を残すため、録音する以上は最初から録音を行いたい。また、特定の議員ではなく、全議員を対象に行いたい。
- なお、特定の部屋での録音との発言があったが、職員がICレコーダーを持参して録音することを考えている。
- 議員 スタンスは当局に任せるとのことなので、総務局の説明のとおり実施することにより。
- 議員 この件については、再度議会側だけで協議するということにより。
- 議員 まとまらないのではないかと。職員が身を守るために録音するのなら止めようがない。
- 議員 議会側が判断するのは違和感がある。
- 議員 議員活動を市民に理解してもらうためにも客観的なデータがあるのは意味がある。全体が分かるようにすることは意味があり、全体を録音することに問題はない。
- 職員 全件録音の負担を軽減するためには議員側の協力も必要である。全件を最初から録音する場合の扱いや録音データのその後の取扱いなどのイメージをまとめている。一度説明を行い、会派に持ち帰るか、納得いただけるのであれば進めさせてもらうというのではどうか。
- 司会 音声データは、正確な記録の作成のためという理解により。それとも、全て保存するため

のものということか。

職員 全ての音声データを文字化することは考えていない。録音の目的は、事実が不明な部分を事後に確認すること及び不当要求行為の疑いがあれば音声を確認して雰囲気を確認することの2点である。問題のない、単純な要望であれば、記録の決裁後消去することを考えている。不当要求行為と認定したものは証拠として保存するほか、疑いのあるものについてもしばらく保存する意向である。

司会 単なる要望の場合、全件記録作成のための補助手段ということによいか。

職員 単なるメモではなく、組織として録音するので公文書には該当する。正確な事実と不当要求行為該当性の判断のために使用する。その結果、不当要求行為に該当しないのであれば決裁後に消去し、不当要求行為又はその疑いがある場合には、証拠として保存する。

司会 全件記録のための補助手段としての位置づけなのであれば、市民クラブや共産党などはそうだが、理事者側の判断で開始してもらえばよい、ということと理解をした。聞いていると必ずしも補助手段ではないとも聞こえたが、どうか。

職員 録音してみて初めて分かることであるので、あやしい場合は不当要求行為の判断材料にもなり得るものである。

司会 単なる要望については、結果的に補助手段ということによいか。

職員 そうである。

司会 市民クラブ、共産党、療原会の3会派は、記録の補助として必要という整理ができるのではないか。自民党と新生ひめじは少し違うということか。

議員 新生ひめじは、当局に任せるスタンスである。

司会 自民党と公明党はダメとの考えか。

議員 最初から録音するのでは信頼関係がなくなる。注意喚起後でよいのではないか。

司会 総務局作成の案の説明を聞いた後、持ち帰って検討してもらおうということによいか。

議員 それでよい。

職員 (市議からの要望等に係る録音の取扱いについて説明)

議員 一般的な要望に係る録音は決裁後に消去されるということによいか。イメージとして99%は消去されるということによいか。

職員 そう考えている。

議員 保存期間3年というのはどういう場合か。

職員 不当要求行為と認定した場合は、訴訟資料と同様に10年間保存する。疑義がある場合に庁内審議会では保存すると決定した場合は、3年間保存する。

議員 不当要求行為のおそれの区分はなくなったが、おそれに近い要望があった場合に、消去されてしまうのが心配である。事務的負担の問題がクリアされるなら最低1年間は保存した方がよいと思う。

議員 規則第8条第2項について、録音することができるがしなくてもよいという書きぶりだが改正の必要はあるのか。

職員 取扱いが確定した後、例規に齟齬が生じるようであれば全体を整理する必要があると考えている。

司 会 | この案は総務局の案であるので、持ち帰って会派の中で検討し、次回までに意見集約をお願いしたい。

【副市長への要望に係る全件記録の導入について】

司 会 | 「議員からの要望等の記録に副市長を含めるかどうかについて」協議したい。
取扱いについて、説明いただきたい。

職 員 | 副市長に対する要望についても、この度の不当要求行為の事案を踏まえると市議からの要望については、全件記録の対象とすべきと考える。記録に当たっては、誰が作成するか、どのようにアポを取るかなど細かな事務が発生する。記録の作成は、例えば秘書課の職員が同席する、要望事項の所管部署の職員が同席するなどが考えられるが、詰める必要があると考えている。

司 会 | 途中から要望が変わった場合は、その時点で職員を呼ぶという考えか。

職 員 | 複数人対応や録音の準備があれば対応できるであろうし、準備がなければ準備の時間をもらう又は後日に対応ということになるかもしれない。

議 員 | 事務的な問題はあるかもしれないが、熊本市と同様に市長も対象とすべきだ。

議 員 | 議会側が決めることではない。

議 員 | 基本的には議会が言うべきことではない。

議 員 | 特別扱いすることなく、一般職員と同様に市長・副市長も同じ取扱いをすべきだと考える。

議 員 | 議会が言うべきことではない。当局の判断で行えばよい。

司 会 | 録音の起点と重なる部分があるので、持ち帰り会派で議論していただき、もう一度議題としたい。

職 員 | 副市長は今回の問題を踏まえると、記録の対象に含めるべきと考えるが、市長は公務と政務について違いがあり、決めかねており、後日の議論となればありがたい。

【議員による不当要求行為を認定した場合の対応について】

司 会 | 協議事項5「議員による不当要求行為を認定した場合の対応について」を議題とする。
概要を説明いただきたい。

職 員 | 議員による不当要求行為と認定した場合は職員が議長に報告することであるが、検討の結果、当初と考え方が変更している部分があるため、現状の考えを説明したい。

この場合には、議会においても議員倫理条例に基づき措置が必要となるので情報の提供は必要と考えている。情報の受け方については、当初は何らかの形で不当要求行為があった旨を連絡できないかと考えていたが、職員倫理条例に基づく不当要求行為は内部規律の話なので、対外的に説明することになっていない。また議員政治倫理条例では、倫理基準に反する疑いがあると疑惑が持たれた場合には、自ら疑惑を解明すべきという規定があることを踏まえると、議員は不当要求行為を行ったと認定され警告書を発出された場合は、その旨を自ら議長に報告して、弁明し、又は事実関係を報告することが適当であると考えている。

当初は市から提供できるよう特別ルールを作る必要があると考えていたが、情報が議長に渡る手段を議会自らで作っていただくのが良いと考えている。

議員 注意喚起は本人に行うのか。

職員 議員が不当要求行為を行ったと認定した場合は警告書を発出することとしている。認定前は
その場で注意喚起するか、その場で行うことが難しい場合は庁内審議会で決定後、改めて事前
警告を行うことは既に決まっている。

議員 議員倫理条例に基づき弁明するため当該議員が議長に積極的に言わなければいけないとい
うことはわかるが、当該議員が言わないでいたらそのままになってしまうのではないか。

司会 言わなければ分からないのではないか。その場合、表に出ずに終わるのか。

職員 議会で決めたルールを守らないことの方が問題なのではないか。守られないのであればどん
なルールも機能しないのであるからルールはしっかり守っていただきたい。

議員 報告書によって公職者 1 といった形で公表されるので、事後的に、誰がいるということは分
かる。

職員 統計から分かる、あるいは議会から求められて統計を出す、その結果分かるということはあ
ると思う。

議員 議員の場合、名前は出すのか。

職員 そのとおりであるが、積極的に出すことはない。

司会 議員による不当要求行為があった場合、職員が議長に報告することは個人情報の外部提供に
当たるため、当局としては積極的に提供できない。議員倫理条例に疑念を抱かれた議員は自ら
説明責任を果たすことが規定されているので、まずは警告書を受け取った議員が自ら議長に説
明責任を果たしてもらい、という流れを確認したい。

議員倫理条例における手続上の課題については、事務局において整理し、法制課と共同で検
討したい。手続が必要であれば行い、そうでなくとも実施時期については後日調整の上、報告
したい。